

## 令和5年度 檜葉町障がい者優先調達推進方針

### 1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

### 2 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、本町の全ての組織が発注する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を対象とする。

### 3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のうち物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等
  - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
  - イ 地域活動支援センター
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 就労移行支援事業所
  - オ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）に基づく事業所
  - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
  - イ 次の要件を全て満たす重度障害者多数雇用事業所
    - ①障害者の雇用者数が5人以上
    - ②障害者の割合が従業員の20%以上
    - ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
  - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
  - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

#### **4 調達の対象となる物品等**

調達の対象となる物品等は、障害者就労施設等が提供可能な物品及び役務とする。

#### **5 調達の目標**

当該年度においては、前年度実績を上回るよう努める。

#### **6 調達の推進方法**

- (1) 年度毎に、前年度の調達実績や当該年度の調達予定を勘案して、当該年度に係る調達目標を定め、実施する。
- (2) 障害者総合支援法に基づく事業所等に係る物品等の情報収集及び受発注調整に当たっては、関係各課に周知の上、発注推進を図るものとする。
- (3) 障害者就労施設等から提供可能な物品等については、当該施設等からの情報を基に情報提供する。

#### **7 調達推進方針及び調達実績の公表**

- (1) この調達推進方針を作成又は見直しを行ったときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度に概要を取りまとめの上、町ホームページ等により公表する。

#### **8 調達方針に関する担当窓口**

この調達推進方針の担当窓口は、保健福祉課とする。